

監査公表第7号

地方自治法第199条第14項の規定に基づき、監査結果報告に対する措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和7年6月30日

新城市監査委員 夏 目 道 弘
新城市監査委員 中 西 宏 彰
(公 印 省 略)

監査種別

財政援助団体等監査（財政援助団体監査）

監査結果の措置対象

財政援助団体 新城市国際交流協会
所管部課 市民協働部市民自治推進課

監査結果報告年月日

令和7年3月27日

監査結果に対する措置通知年月日

令和7年6月25日

講じた措置等の内容

【新城市国際交流協会】

《意見1》

監査や決算の資料を作成する際には、市から受けた資金の使われ方が明確となるよう、補助金で行う事業と委託事業とを分けて整理するようにしていただきたい。

《措置状況》

国際交流協会の令和6年度決算以降、決算書、予算書ともに項目を委託事業と自主事業に区分し、明確にしています。また、事務費についても補助金対象経費と補助金対象外経費に分けて項目を整理しました。

《意見2》

通帳の入出金及び保管等の管理は、必ず複数人でチェックをしながら行うなど、リスク管理に万全を期していただきたい。

《措置状況》

国際交流協会内の職員間で収入調書、支出調書のデータを共有できるようにドライブに保存し整備しました。市民自治推進課担当者は、プリントアウトした調書と領収書を照合し、複数の人で漏れのないようにチェックする体制をとっています。

現金及び通帳の管理は、鍵のあるキャビネットに保管し、月ごとのチェックを行うように努めています。また、国際交流協会アドバイザー（非常勤）が在局時に定期的に確認を行い、計画的な金銭管理を行ってまいります。

《意見3》

会員名簿については、会費納入の有無等が明確にわかるよう整理し、適正な管理に努めていただきたい。

《措置状況》

会費納入者の会員名簿を作成し、会費納入日、会費納入方法（現金、振込等）を付記し、収入調書に納入者一覧を貼付し、月ごとに起票し管理します。

【市民協働部市民自治推進課】

《意見1》

国際交流や多文化共生の必要性について、全庁的なコンセンサスが得られるよう努められるとともに、国際交流協会の活動に市の支援がしっかりと行われるようにしていただきたい。

《措置状況》

国際交流及び多文化共生の施策が、国際交流協会とともに事業展開することにより効率的かつ効果的な取り組みになることの周知を行い、協会の活動が市政の一端を担っていることの理解を全庁的に深めてまいります。

《意見2》

国際交流協会の自主財源確保のためという目的で、一部の事業について補助金から委託料に支出の方法を変更しているが、かえって国際交流協会側の事業実施や支出の面での負担が大きくなっているものがあるので、あり方について再検討していただきたい。

《検討状況》

国際交流協会は、市の財政支援団体であるため、協会自身が自立できるように財源の確保について検討するとともに、費用対効果の側面からも収支の検討に努めてまいります。

《意見3》

国際交流協会は市からの補助金や委託料を財源として多くの事業を行っているの、経理については、公金の取り扱いに準じた方法で行っていただくように、指導していただきたい。

《措置状況》

市は、国際交流協会の事務経理を市に準じて取り扱うようにサポートし、複数の人員でチェックできるように連携してまいります。